

保護者の方へ — 保育時間内の与薬について —

※「与薬」＝薬を与えること

保育施設では通常、薬の預かりや与薬を行わず、体調が悪いときは、家庭で様子を見ていただくか、病児または、病後児保育を利用していただくのが原則です。保育時間中に与薬が必要な場合には、本来は保護者が来園して服用させていただくものです。

ただし、やむを得ない理由で来園できないときは、保護者と保育施設との話し合いのうえ、保育時間内での与薬が必要な場合に限り、保護者からの申込みをもって保育施設の担当者が代わって与薬します。

この場合、万全を期するために下記事項を確認し、守っていただきます。なお必要に応じて医師の診断書の提出(診断書は有料)をお願いすることがあります。

1. お預かり、与薬の対象となる病気の種類・状態

下記 1),2)のいずれかで、通常の保育に何ら差し障りのない安定した状態であり、診察医、または主治医(以下、医師)が保育時間内の与薬が必要と判断し処方した場合。

1) 慢性疾患(てんかん、内分泌の病気、心臓の病気、その他)

保育時間内の決まった時間に服用する必要があると医師が判断した場合。

2) 熱性けいれんの既往があり、医師が保育時間内の急な発熱に伴うけいれんの予防が必要と判断した場合。

※ 5-1)に記載した在園時間を医師に必ずお伝えいただき、可能な限り家庭内での与薬となるように相談してください。

2. お預かり、与薬ができる薬の種類と取扱い

1) 医師が処方し調剤したもの、またはその医師の処方により薬局で調剤したものに限りです。

2) 1-1)に記載した慢性疾患(てんかん、内分泌の病気、心臓の病気、その他)のため、医師が保育時間内の決まった時間に服用することが必要と判断し処方した薬。

→ 医師による病名・病状や与薬時間等を具体的に記載した診断書を提出していただきます。(診断書は有料)

3) 1-2)に記載した熱性けいれんの既往があり、医師が発熱に伴うけいれん予防のために必要と判断し処方した坐薬。

4) 家庭で1回以上服用し、副作用などの問題がないことを確認した薬に限りです。

5) 外用薬(ぬり薬)について

医師が処方した薬で、保育時間内にどうしても外用する必要がある場合のみが対象です。この場合、「紅い所に塗る」等の曖昧な表現ではなく、外用する部位、状

態や時間帯等、医師の具体的な指示を「与薬申込書」の特記事項欄に記載してください。

※病状に応じて医師の具体的な指示を記載した診断書を提出していただくこともあります。（診断書は有料）

3. お預かりと与薬ができない薬の種類と取扱い

- 1) かぜ(咳、鼻水・鼻づまりなど)、下痢、解熱剤などの急性の病気の薬。
- 2) 保護者の個人的な判断で持参した薬(市販薬、以前に処方された薬など)。
- 3) 「鼻水、クシャミが出たら・・・」、「咳が出たら・・・」のように、保育施設の担当者がその都度、症状の有無や軽重を判断して与えなければならない薬。

4. 与薬の申込み方法・手順

- 1) 保護者は園長に与薬が必要なことを申し出て、保育施設での与薬について話し合います。
- 2) 保育時間内での与薬が決定した場合、必ず「与薬申込書」に必要事項を記載し捺印の上、薬剤情報提供書、またはお薬手帳(お薬の情報と説明書)のコピーも添えて提出してください。

その際、病状に応じて医師の診断書を提出していただくこともあります。

(診断書は有料)

- 3) 薬の変更(種類、用法・用量)があった場合には、その都度与薬申込書を提出してください。

5. 与薬についての約束事項

- 1) 医師の診察を受けるときには、お子さんが〇〇時から〇〇時まで在園していること、保育施設では原則として服用できないことを伝え、可能な限り家庭での与薬となるように相談してください。
- 2) 病後であったり、体調が悪かったり、体温が平熱より高めの場合には連絡帳に記載し、登園時に必ず口頭で職員(担当保育士、看護師)にお伝えください。
- 3) 薬は1回ずつに分けて、袋や容器にお子さんの名前、薬品名、日付・与薬時間を記載し、当日分のみを持参してください。
散薬(粉薬)は処方時の袋のまま、水薬(シロップ)は、毎回清潔な容器に1回分を準備してください。
- 4) 熱性けいれん予防の坐薬を使用する前には、原則として保護者に連絡し、確認と同意をとった上で与薬します。そのため、いつでも確実に連絡できる場所と連絡方法を記載してください。

なお、坐薬の使用は応急処置です。そのままお子さんをお預かりすることはできま

せん。確認の連絡が入りしだい、速やかにお迎えをお願いします。

5) 内服後の嘔吐、坐薬挿入後の排出の時には保護者に連絡します。

医師と相談し、その時の対応を「与薬申込書」の特記事項欄、または診断書に具体的に記載してください。

※この「保護者の方へ」と「与薬申込書」は日本保育保健協議会からの一つの提案です。各地域や保育施設の実情に応じて項目の追加、あるいは省略するなど改訂して使用することも考慮してください。

作成日 2022/10/01